

—独立行政法人日本学術振興会—

科学研究費補助金の経理が不当

1 件 不当金額(支出) 2622万円

1 補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会は、国から交付される補助金等を財源として、独立行政法人日本学術振興会法等に基づき、学術の振興を図るため、研究者、研究機関等の学術の研究に関し、必要な助成等を行っている。

振興会が交付する補助金のうち、科学研究費補助金の補助対象経費については、研究に使用する消耗品等の購入費等の補助事業の遂行に必要な経費等となっている。

2 検査の結果

振興会及び振興会が補助金を交付している国立大学法人京都大学に所属する研究代表者である霊長研教員Aにおいて、補助金の実績報告書、契約書、仕様書、納品書等の関係書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、霊長研教員Aが科学研究費補助金の交付を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されていて、これに係る国庫補助金2622万円が不当と認められる。

研究機関名	補助事業者 (事業主体)	年 度	事業数	国庫補助金 交付額	不当と認める 国庫補助金	摘 要
国立大学法人京都大学	霊長研教員A	平成 25、26	1	1億8070万 円	2622万 円	不適正な経理処理

(後掲137ページ参照)